

令和2年5月20日開会

令和2年5月20日閉会

令和2年西予市議会 第1回臨時会会議録

西予市議会

第 1 日

5月20日（水曜日）

令和2年第1回西予市議会臨時会会議録（第1号）

- | | | | |
|--------------|-----------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年5月20日 | 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 開 議 | 令和2年5月20日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| | 午前10時00分 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 閉 会 | 令和2年5月20日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午後 2時46分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |

1. 出 席 議 員

- 1 番 和 氣 数 男
- 2 番 宇都宮 久見子
- 3 番 信 宮 徹 也
- 4 番 宇都宮 俊 文
- 5 番 加 藤 美 香
- 6 番 中 村 一 雅
- 7 番 河 野 清 一
- 8 番 佐 藤 恒 夫
- 9 番 山 本 英 明
- 10 番 竹 崎 幸 仁
- 11 番 小 玉 忠 重
- 12 番 源 正 樹
- 13 番 井 関 陽 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 森 川 一 義
- 18 番 酒 井 宇之吉

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 富 永 誠
- 事務局次長 大 内 俊 二
- 議事係長 三 好 祐 介
- 議事係 日 野 あかり
- 1. 議 事 日 程 別紙のとおり
- 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり
- 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

- 1 番 和 氣 数 男
- 2 番 宇都宮 久見子

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 管 家 一 夫
- 副 市 長 宗 正 弘
- 教 育 長 松 川 伸 二
- 総 務 部 長 兼
- 政策企画部長 山 住 哲 司
- 会 計 管 理 者 三 瀬 功
- 医 療 介 護 部 長 山 岡 薫 彦
- 産 業 部 長 兼
- 生活福祉部産廃処理施設担当部長 酒 井 信 也
- 建 設 部 長 清 水 昭 広
- 生 活 福 祉 部 長 兼

- | 議 事 日 程 | | いて |
|---------|-----------------------------------|------------------------|
| 1 | 仮議席の指定 | 17 議案第69号 西予市監査委員の選任につ |
| 2 | 選挙第1号 議長の選挙 | いて |
| 3 | 議席の指定 | 18 議案第70号 西予市教育委員会委員の任 |
| 4 | 会議録署名議員の指名
(1番 和気数男、2番 宇都宮久見子) | 命について |
| 5 | 会期の決定
(5月20日～5月20日 1日間) | 追加 議会運営委員会における閉会中の継続審査 |
| 6 | 選挙第2号 副議長の選挙 | について |
| 7 | 選任第1号 常任委員会委員の選任につ | |
| | いて | |
| 8 | 選任第2号 議会運営委員会委員の選任 | |
| | について | |
| 9 | 選挙第3号 八幡浜・大洲地区広域市町 | |
| | 村圏組合議会議員の選挙 | |
| 10 | 選挙第4号 南予水道企業団議会議員の | |
| | 選挙 | |
| 11 | 選挙第5号 愛媛県後期高齢者医療広域 | |
| | 連合議会議員の選挙 | |
| 12 | 選挙第6号 西予市選挙管理委員会委員 | |
| | 及び補充員の選挙 | |
| 13 | 承認第2号 専決処分第1号の承認を求 | |
| | めることについて | |
| | 承認第3号 専決処分第2号の承認を求 | |
| | めることについて | |
| | 承認第4号 専決処分第3号の承認を求 | |
| | めることについて | |
| | 承認第5号 専決処分第4号の承認を求 | |
| | めることについて | |
| | 承認第6号 専決処分第5号の承認を求 | |
| | めることについて | |
| | 承認第7号 専決処分第6号の承認を求 | |
| | めることについて | |
| | 承認第8号 専決処分第7号の承認を求 | |
| | めることについて | |
| | 承認第9号 専決処分第8号の承認を求 | |
| | めることについて | |
| 14 | 議案第66号 西予市明浜観光交流拠点施 | |
| | 設の設置及び管理に関する | |
| | 条例の一部を改正する | |
| | 条例制定について | |
| 15 | 議案第67号 西予市公平委員会委員の選 | |
| | 任について | |
| 16 | 議案第68号 西予市監査委員の選任につ | |

本日の会議に付した事件

- 1 仮議席の指定
- 2 選挙第 1号 議長選挙
- 3 議席の指定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 選挙第 2号 副議長選挙
- 7 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 8 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 9 選挙第 3号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員選挙
- 10 選挙第 4号 南予水道企業団議会議員選挙
- 11 選挙第 5号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 12 選挙第 6号 西予市選挙管理委員会委員及び補充員選挙
- 13 承認第 2号 専決処分第1号の承認を求めることについて
- 承認第 3号 専決処分第2号の承認を求めることについて
- 承認第 4号 専決処分第3号の承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分第4号の承認を求めることについて
- 承認第 6号 専決処分第5号の承認を求めることについて
- 承認第 7号 専決処分第6号の承認を求めることについて
- 承認第 8号 専決処分第7号の承認を求めることについて
- 承認第 9号 専決処分第8号の承認を求めることについて
- 14 議案第66号 西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 15 議案第67号 西予市公平委員会委員の選任について
- 16 議案第68号 西予市監査委員の選任について
- 17 議案第69号 西予市監査委員の選任につ

いて

- 18 議案第70号 西予市教育委員会委員の任命について
- 追加 議会運営委員会における閉会中の継続審査について

開会 午前10時00分

○富永事務局長

おはようございます。私、議会事務局長の富永と申します。

本臨時会は、一般選挙後の初議会でありますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で、中村敬治議員が年長の議員でありますのでご紹介申し上げます。

中村敬治議員、議長席へお着き願います。

(年長議員、中村敬治君議長席に着く)

○臨時議長

私、ただいま紹介をいただきました中村でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。着座にて進めさせていただきます。

ただいまから令和2年第1回西予市議会臨時会を開会いたします。

管家市長から今臨時会招集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

おはようございます。

令和2年第1回西予市議会臨時会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

新緑も一段とまぶしい、爽やかな好季節となりました。

しかしながら、ことしは新型コロナウイルス感染症拡大に伴い全国に緊急事態宣言が発出され、私たちはこれまで以上に徹底した3密回避行動や学校の休校、イベント・会合等の自粛などに取り組んでまいりました。

市民の皆様には、日々の生活に大変ご不便をおかけするとともに、飲食業を中心とした中小事業所におかれましては、経営への深刻な影響が生じております。

市では、感染症拡大の影響に対する生活支援、経営支援に迅速に取り組むため、補正予算を専決処分させていただくとともに、総合相談窓口を設置いたしました。

今後も、市民の皆様からの相談や議会を初め各界、各層からのご提言をいただきながら、皆様が必要とする支援策を講じてまいります。

今回、感染症対策における生活支援として、1人当たり10万円の特別定額給付金が支給されます。あす21日から、書類の確認ができた方から順次給付金が振り込みとなる予定です。この厳しい局面において、この給付金が、市民の皆様の生活の一助となることを期待するとともに、できるだけ市内の店舗等でご活用いただき、地域経済の復活にもご協力をいただきますようお願いいたします。

全国39県で緊急事態宣言が解除となりましたが、本県におきましては、集団感染が判明したことにより、引き続き現在の感染警戒期のレベルを維持する考えが示されているところです。当面は、これまでと同様に「うつらないよう自己防衛」、「うつさないよう周りに配慮」、「県外の外出自粛と3密回避」を心がけていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

さて、議員各位におかれましては、先般執行されました市議会議員選挙におきまして、市民の期待を担い、めでたく当選の栄に浴されました。心からお祝いを申し上げますとともに、今後の市政発展のために活躍されますことをご祈念申し上げます。

私も無投票当選の栄を得て、今後4年間、皆様とともに西予市政2期目を預かることになりました。新たな任期を迎えての初議会に気の引き締まる所でございます。

改めまして、議会と行政それぞれが有する機能と役割の中で、相互の緊張感と連携を保ちながら、円滑な行政運営に努め、この重責を果たしてまいりたいと考えております。

私は、今回の市長選において、夢と希望を叶える6つの変革に挑戦することを公約に掲げ立候補いたしました。6つの変革の詳細につきましては、別の機会にご説明したいと思っておりますが、これらの挑戦を通じて、市民の皆様から負託されました今後4年間「暮らしてあんしんが体感できるまちづくり」に、全力を尽くしてまいりたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、今回の臨時会でございますが、新型コロナウイルス感染症対策を中心とした、令和2年度西予市一般会計補正予算などの専決処分の承認が8件、条例改正1件、西予市公平委員会委員の選任についてなどの人事に関する議案が4件、合計

13件の議案を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

どうか慎重にご審議をいただき、ご承認、ご決定賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが招集の挨拶とさせていただきます。

○臨時議長

次に、理事者及び職員の自己紹介を自席で順次お願いいたします。

宗副市長。

○宗副市長

失礼をいたします。副市長の宗正弘でございます。就任から3年目を迎えております。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

なお、これより理事者側、順次自己紹介をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○松川教育長

教育長の松川伸二でございます。昨年6月10日から就任をいたしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○三瀬会計管理者

会計管理者の三瀬功でございます。出身は野村町でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山岡医療介護部長

医療介護部長の山岡薫彦でございます。出身は野村町です。よろしくお願いいたします。

○山住総務部長兼政策企画部長

総務部長兼ねまして政策企画部長の山住哲司でございます。宇和町の出身でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

生活福祉部長と福祉事務所長を兼務しております藤井兼人でございます。出身は三瓶町でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○酒井産業部長兼産廃処理施設担当部長

産業部長と産廃処理施設担当部長の酒井信也でございます。どうぞよろしくお願いいたします。出身は宇和町でございます。

○清水建設部長

建設部長の清水昭広でございます。出身は宇和町でございます。よろしくお願いいたします。

○宇都宮教育部長

教育部長の宇都宮裕でございます。出身は宇和町でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤消防本部消防長

消防長の佐藤克也でございます。出身は野村町でございます。よろしくお願いいたします。

○上中明浜支所長

明浜支所長の上中保博と申します。出身は明浜町です。どうぞよろしくお願いいたします。

○和氣野村支所長

野村支所長の和氣岩男でございます。出身は野村町でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤川城川支所長

城川支所長の藤川忠男でございます。出身は城川町でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○片山三瓶支所長

三瓶支所長の片山勇一でございます。出身は三瓶町でございます。よろしくお願いいたします。

○一井総務課長

総務課長の一井健二でございます。出身は宇和町でございます。よろしくお願いいたします。

○宇都宮財政課長

財政課長の宇都宮明彦でございます。出身は野村町でございます。よろしくお願いいたします。

○正司監査委員

監査委員の正司哲浩でございます。宇和町に住んでおります。よろしくお願いいたします。

○臨時議長

これより本日の会議を開きます。

臨時議長において作成しました議事日程は、お手元に配信の日程第1及び第2であります。

(日程1)

○臨時議長

まず、日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

(日程2)

○臨時議長

次に、日程第2、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長

ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に15番二宮一朗君、16番兵頭学君、18番酒井宇之吉君の3名を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票用紙は西予市議会の印を記したものを使用いたします。

(投票用紙配布)

○臨時議長

投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○臨時議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は単記無記名です。議員の中には同姓の方もおられますので、氏名をはっきりとご記入願います。

それでは、事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

(点呼・投票)

○臨時議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

15番二宮一朗君、16番兵頭学君、18番酒井宇之吉君、開票の立会をお願いいたします。

(開票)

○臨時議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 17票

無効投票 1票

有効投票のうち

中村一雅君 15票

森川一義君 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4.25票です。したがっ

て、中村一雅君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長

ただいま議長に当選されました中村一雅君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました中村一雅君の挨拶がございます。

中村一雅君。

○6番中村一雅君

私、このたびに、議長に就任いたします中村でございます。就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、先ほどご投票いただいた議員の皆様方にこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、議長就任に当たりまして、3つの目標を掲げさせていただきます。

1つ目は、市民にわかりやすい開かれた議会運営を推進するということ。

西予市議会基本条例にのっとり、会議規則及び申し合わせ事項を遵守いたします。その上で、活発な意見交換が交わされる充実した議会を目指します。理事者側から上程された議案を審議し、議決することも重要な職務でございますけれども、二元代表制の原点に立ち返り、議員からの積極的な政策提案や提言が発信されるよう、また、そのことが市民の皆様につながるような議会運営に努めてまいります。

2つ目は、議員間の融和を図るということ。

先般、市議会唯一の会派ころざしが解散届を提出されて、西予市議会には会派がなくなりました。控室も1つになり、4年前の改選期に戻ります。これを機に、議会一丸となって、西予市が抱える諸問題に立ち向かうため、議員各位の意見の取りまとめに努力をいたします。

3つ目は、新たな風を吹き込むということ。

私は、2期目でまだ丸4年の職務経験しかございません。それで議長職が務まるのかというご心配の声をいただいております。経験が浅いということは、何か失敗をするかもしれないというリスクを含む一方で、古いしきたりやしがらみに縛られることなく、新たなことに挑戦できるというメリットもあると考えております。キャリアが浅く

知らないということにつきましては、議長経験のある先輩議員によくアドバイスをいただいて、一生懸命努めてまいりたいと思いますので、議員の皆様方にはどうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、挨拶といたします。

○臨時議長

中村一雅議長、議長席にお着き願います。

臨時議長にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

(新議長中村一雅君議長席に着く)

○議長

暫時休憩といたします。(休憩 午前10時34分)

○議長

再開いたします。(再開 午前11時00分)

議長において作成しました議事日程は、お手元に配信の日程第3以下であります。

(日程3)

○議長

まず、日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

議員諸君の議席の番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○富永事務局長

1番和気数男議員、2番宇都宮久見子議員、3番信宮徹也議員、4番宇都宮俊文議員、5番加藤美香議員、6番中村一雅議員、7番河野清一議員、8番佐藤恒夫議員、9番山本英明議員、10番竹崎幸仁議員、11番小玉忠重議員、12番源正樹議員、13番井関陽一議員、14番中村敬治議員、15番二宮一朗議員、16番兵頭学議員、17番森川一義議員、18番酒井宇之吉議員。

○議長

ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

(日程4)

○議長

次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に1番和気数男君、2番宇都宮久見子君の両名を指名いたします。

(日程5)

○議長

次に、日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日1日といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日1日と決定いたしました。

(日程6)

○議長

次に、日程第6、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長

ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に15番二宮一朗君、16番兵頭学君、18番酒井宇之吉君の3名を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票用紙は西予市議会の印を記したものを使用いたします。

(投票用紙配布)

○議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は単記無記名です。議員の中に同姓の方もおられますので、氏名ははっきりとご記入願います。

それでは、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

(点呼・投票)

○議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

15番二宮一朗君、16番兵頭学君、18番酒井宇之吉君、開票の立会をお願いいたします。

(開 票)

○議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 17票

無効投票 1票

有効投票のうち

山本英明君 16票

宇都宮久見子君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4.25票です。したがって、山本英明君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長

ただいま副議長に当選されました山本英明君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました山本英明君の挨拶があります。

山本英明君。

○9番山本英明君

ただいま皆様方の総意により、副議長の大役を仰せつかりました山本英明です。

先ほど議長が言われました開かれた議会、議員間の融和がうまく展開できますように、微力ではありますがしっかりと副議長の職責を果たして、議長を補佐し、議長を中心として、18名議員全員で西予市議会を盛り上げていきたいと思っております。一生懸命頑張りますので、どうか1年間よろしくをお願いいたします。

○議長

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時18分)

○議長

再開いたします。(再開 午後1時00分)

(日程7)

○議長

次に、日程第7、選任第1号「常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務常任委員会委員に5番加藤美香君、6番中村一雅君、7番河野清一君、11番小玉忠重君、12番源正樹君、16番兵頭学君、厚生常任委員会委員に1番和気数男君、8番佐藤恒夫君、9番山本英明君、14番中村敬治君、15番二宮一朗君、18番酒井宇之吉君、産業建設常任委員会委員に2番宇都宮久見子君、3番信宮徹也君、4番宇都宮俊文君、10番竹崎幸仁君、13番井関陽一君、17番森川一義君をそれぞれ指名いたします。

ただいま選任されました各常任委員会委員の諸君は、直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し、議長に報告願います。

暫時休憩いたします。(休憩 午後1時01分)

○議長

再開いたします。(再開 午後1時14分)

各常任委員会の正副委員長の互選結果についてご報告いたします。

総務常任委員会委員長に兵頭学君、総務常任委員会副委員長に小玉忠重君、厚生常任委員会委員長に二宮一朗君、厚生常任委員会副委員長に和気数男君、産業建設常任委員会委員長に井関陽一君、産業建設常任委員会副委員長に信宮徹也君。

以上のとおりであります。

暫時休憩いたします。(休憩 午後1時14分)

○議長

再開いたします。(再開 午後1時23分)

(日程8)

○議長

次に、日程第8、選任第2号「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会委員に3番信宮徹也君、7番河野清一君、8番佐藤恒夫君、13番井関陽一君、15番二宮一朗君、16番兵頭学君、18番酒井宇之吉君の7名を指名いたします。

ただいま選任されました議会運営委員会委員の諸君は、直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し、議長に報告願います。

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時24分）

○議長

再開いたします。（再開 午後1時32分）

議会運営委員会の正副委員長の互選結果についてご報告いたします。

議会運営委員会委員長に酒井宇之吉君、議会運営委員会副委員長に河野清一君。

以上のとおりであります。

（日程9）

○議長

次に、日程第9、選挙第3号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員」の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選によることに決定いたしました。

指名推選の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員に総務常任委員会委員長兵頭学君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました兵頭学君を当選人と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました兵頭学君が八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました兵頭学君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

（日程10）

○議長

次に、日程第10、選挙第4号「南予水道企業団議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選によることに決定いたしました。

指名推選の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

南予水道企業団議会議員に私、中村一雅を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました私、中村一雅を当選人と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました私、中村一雅が南予水道企業団議会議員に当選しました。

会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

（日程11）

○議長

次に、日程第11、選挙第5号「愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選によることに決定いたしました。

指名推選の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いません。これにご異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員に管家一夫市長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました管家一夫市長を当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました管家一夫市長が愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました管家一夫市長が議場にいられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

(日程12)

○議長

次に、日程第12、選挙第6号「西予市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

西予市選挙管理委員会委員には酒井直文君、元親正広君、山師義男君、西本久良雄君、補充員には第1順位上田甚正君、第2順位木下弘規君、第3順位吉川多賀子君、第4順位清水敏昭君。

以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を西予市選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、西予市選挙管理委員会委員にはただいま指名いたしました酒井直文君、元親正広君、山師義男君、西本久良雄君、補充員には第1順位上田甚正君、第2順位木下弘規君、第3順位吉川多賀子君、第4順位清水敏昭君。

以上が当選されました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後1時40分)

○議長

再開いたします。(再開 午後1時55分)

(日程13)

○議長

次に、日程第13、承認第2号「専決処分第1号の承認を求めることについて」から、承認第9号「専決処分第8号の承認を求めることについて」までの8件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山住総務部長。

○山住総務部長

承認第2号「専決処分第1号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第2号は、西予市税条例等の一部を改正する条例制定について専決処分の承認を求めるものでございます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことによるものでございます。

主な内容につきましては、個人市民税において、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、同一の控除を行うことが令和3年度の個人住民税から適用されることとなりました。

次に、固定資産税においては、新築住宅並びに新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置がそれぞれ2年間延長され、また、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、相続人等の現所有者に対し、住所・氏名等必要な事項を

申告させることができることとなり、さらに、令和3年度分以後の固定資産税より、探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合に、その使用者を所有者とみなし固定資産税を課することができることとなりました。

続きまして、承認第3号「専決処分第2号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第3号は、西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について専決処分の承認を求めるものでございます。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことによるものでございます。

主な内容につきましては、課税額のうち、医療分及び介護分の限度額の引き上げ並びに低所得者に対する保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減対象世帯の軽減判定所得を引き上げるものでございます。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

承認第4号「専決処分第3号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第4号は、西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について専決処分の承認を求めるものであります。

このたび、国による新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、特例的な財政支援が行われることとなりました。

今回の改正は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、労働者が感染した場合における療養中の生活を保障する必要から、一定の要件を満たした被用者等に対して傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、承認第5号「専決処分第4号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第5号は、令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について専決処分の承認を求めるものであります。

その概要といたしましては、国による新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に基づき実施する傷病手当金の支給に要する予算を計上するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ432万円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額をそれぞれ52億1168万9000円といたしました。

以上のことから、これらに必要な予算措置が特に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

管家市長。

○管家市長

承認第6号「専決処分第5号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第6号は、令和2年度西予市一般会計補正予算（第1号）について専決処分の承認を求めるものであります。

その概要といたしましては、新型コロナウイルス感染症に関する支援策のほか、組織機構の再編等に関連した事業の組みかえについて専決処分したものであります。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する支援策として、第1回西予市議会定例会最終日に令和元年度一般会計補正予算（第10号）として債務負担行為を設定し、議決いただきました新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定補助金9000万円のほか、学校の臨時休業に伴う学校給食の中止による影響への支援策として、経済的な理由で給食費の支援を受けている就学援助世帯に給食費相当額を補助し、保護者の負担軽減を図る制度が県独自で制度化されましたので、本市においても県と連携して教育扶助費74万8000円を、感染の拡大防止対策としてアルコール消毒液等の購入経費347万1000円を計上いたしました。

次に、人権に関する相談や人権啓発の推進、男女共同参画推進等を一体的に行うため、市長部局

の人権対策と教育部局の人権教育を統合し、生活福祉部に人権啓発課を設置したことにより、事業予算の執行に支障を来すため、予算の組み替えを行ったものであります。

これらの経費の財源につきましては、県支出金として34万3000円を計上し、不足する財源につきましては、財政調整基金を9387万6000円繰り入れ収支均衡を図っております。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に9421万9000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ303億9821万9000円といたしました。

以上のことから、これらに必要な予算措置が特に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

続きまして、承認第7号「専決処分第6号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第7号は、令和2年度西予市一般会計補正予算（第2号）について専決処分の承認を求めるものであります。

この概要といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に即応した支援策のほか、感染防止対策に関連した事業について専決処分したものであります。

まず、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言のもと、感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う施策として、基準日において住民基本台帳に登録されている給付対象者1人につき10万円を支給する特別定額給付金給付事業として37億3951万2000円を、次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活支援施策として、児童手当を受給する世帯に対して、対象児童1人につき1万円の臨時特別の給付金を支給する子育て世帯臨時特別給付金給付事業として4177万1000円を、新型コロナウイルス感染症対策事業として、民生費では、保育所等への感染防止用の備品購入等に要する経費として1138万5000円を、衛生費では、感染の拡大防止対策として、アルコール消毒液等の購入に要する経費として673万2000円を、教育費では、幼稚園への感染防止用の備品購入等に要する経費として91万2000円

を計上いたしました。

これらの経費の財源につきましては、国・県支出金の特定財源として37億9127万5000円を計上し、不足する財源につきましては、財政調整基金を903万7000円繰り入れ収支均衡を図っております。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に38億31万2000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ341億9853万1000円といたしました。

以上のことから、これらに必要な予算措置が特に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

承認第8号「専決処分第7号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第8号は、令和2年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）について専決処分の承認を求めるものであります。

今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急に準備が必要となった医療資機材等の購入及び施設整備に係る経費の補正を行うものであります。

第2条の業務の予定量の補正では、施設整備等に伴い、主な建設事業の増額を行うものであります。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、医療資器材等の購入に伴う補助金として、医業外収益122万4000円を増額し、総額を40億8639万円といたしました。支出につきましては、感染防止用品等の医業費用1075万3000円を増額し、総額を46億2285万3000円といたしました。

第4条の資本的支出の補正につきましては、建設改良費246万5000円を増額し、総額を8億5790万4000円といたしました。

以上のことから、これらに必要な予算措置が特に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

管家市長。

○管家市長

承認第9号「専決処分第8号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第9号は、令和2年度西予市一般会計補正予算（第3号）について専決処分の承認を求めるものであります。

その概要といたしましては、市独自の新型コロナウイルス感染症経済対策のほか、県の4月補正予算に即応した支援策について専決処分したものであります。

まず、市独自の支援策として、商工費では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、事業継続が困難となっております飲食業者等への支援策として、「つながる西予！飲食応援前売り券」の発行に要する経費に対しての支援として2170万円を、また、西予市店舗リニューアル補助金を拡充して、店舗環境の改善や新たなビジネス展開への取り組みに対する経費に対しての支援として750万円を、林業費では、木材価格緊急対策事業として、木材価格が低迷する中で市内の適正な森林整備を図るため、市内の山林所有者が市場に出荷した木材の価格下落分に対しての支援として900万円を計上いたしました。

次に、県の補正予算に即応した支援策として、商工費では、中小企業等に対する緊急支援策として、新型コロナウイルス感染症による影響を受けて休業等を余儀なくされる事業主の雇用維持を支援する経費として500万円を、また、新型コロナウイルス感染症対策資金を貸し付けた金融機関に対して利子補給を行い、中小企業者等を支援する経費として75万円を計上するとともに、利子補給補助金として、令和3年度から令和5年度までの期間で債務負担行為を設定いたしました。

教育費では、学校の臨時休業に伴う課題への対応策として、臨時休業による児童生徒への学習活動の影響を緩和するため、学習支援等を行う教育活動支援員を配置する経費として554万9000円を、また、臨時休業による保護者の負担軽減を図るため、経済的な理由で給食費の支援を受けている就学援助世帯に対する学校給食費相当額の支援

として138万8000円を計上いたしました。

これらの経費の財源につきましては、県支出金として394万9000円を計上し、不足する財源につきましては、財政調整基金を4693万8000円繰り入れ収支均衡を図っております。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に5088万7000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ342億4941万8000円といたしました。

以上のことから、これらに必要な予算措置が特に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案8件に対する一括質疑を行います。なお、本臨時会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、質疑は質問台、答弁は演壇で行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第2号から承認第9号までの8件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論なしと認めます。

これより承認第2号から承認第9号までの8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

承認第2号「専決処分第1号の承認を求めることについて」から、承認第9号「専決処分第8号の承認を求めることについて」までの8件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、承認第2号から承認第9号までの8件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程14)

○議長

次に、日程第14、議案第66号「西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第66号「西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市明浜観光交流拠点施設は、市民に保養、休養など、健康づくりの場を提供するとともに、明浜町における観光交流の拠点として、食事、入浴、宿泊機能を備えた明浜地域の誘客促進を図る観光振興の拠点として大きな役割が期待されている施設であり、5月23日の供用開始に向けて準備を進めてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による物流網の乱れ、業者の休業などの発生に伴い、管内に設備する備品などの納入がおこなわれていることから、当施設の供用開始日を改める必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第66号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第66号「西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり決定いたしました。

(日程15)

○議長

次に、日程第15、議案第67号「西予市公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第67号「西予市公平委員会委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市公平委員会委員の大塚晶司氏が、本年5月31日をもって任期満了となります。その後任について慎重に検討してまいりました結果、徳居隆利氏を選任いたしたいと存じます。

徳居氏は、西予市職員として城川教育課長、生涯学習課長を歴任され、平成24年から2年間は城川支所長として、行政と城川地区とのパイプ役を務められ、地域の信望も厚く、本委員会で取り扱う事件等について深い見識を持たれ、人格高潔で高い識見と経験を有される方であり、本市の公平委員会委員に適任であると存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、その選任につきまして議会の同意を求めます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。
お諮りいたします。

議案第67号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第67号「西予市公平委員会委員の選任について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程16)

○議長

次に、日程第16、議案第68号「西予市監査委員の選任について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第68号「西予市監査委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市の識見を有する者から選任した正司哲浩監査委員が本年5月31日をもって任期満了となります。その後任について慎重に検討してまいりました結果、正司氏を再任いたしたいと存じます。

正司氏は、平成20年6月から当市の監査委員として、財務に関する事務及び経営に係る事業の執行管理のみならず、行政事務全般にわたり監査をいただいているところであり、本市行政の公正性

の確保、効率的な運営の実現のため尽力をいただいているところであります。また、現在は四国税理士会税務審議室室長をお務めになっており、税理士としても重責を担われております。このように、正司氏は人格高潔で、監査委員として豊富な知識と経験を有する適任者であると考えますので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第68号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第68号「西予市監査委員の選任について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程17)

○議長

次に、日程第17、議案第69号「西予市監査委員の選任について」を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき酒

井宇之吉君の退場を求めます。

(酒井議員退場)

○議長

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第69号「西予市監査委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市における2名の監査委員のうち、議会議員の中から選任いたします監査委員につきまして、慎重に検討してまいりました結果、酒井宇之吉議員を選任したいと存じます。

酒井議員は、平成16年に西予市議会議員初当選以来、現在5期17年目を迎えられております。その間、西予市議会では15代目の議長も務められ、本市の行財政に精通されており、人格高潔で監査委員として豊富な知識と経験を有する適任者であると考えますので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第69号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第69号「西予市監査委員の選任について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立

を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

酒井宇之吉君の入場を許可いたします。

(酒井議員入場)

○議長

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時34分)

○議長

再開いたします。(再開 午後2時37分)

(日程18)

○議長

次に、日程第18、議案第70号「西予市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第70号「西予市教育委員会委員の任命について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市教育委員の樋口美和氏が本年6月9日をもって任期満了となります。その後任に梅川俊一氏を任命したいと存じます。

梅川氏は、有限会社奥伊予プロイラー代表取締役として地域経済を支えていただいております。また、城川小学校PTAの会長、副会長を歴任され、学校や地域において児童・生徒の健全育成活動に熱心に取り組まれており、川津南やっちみる会の中心的な役割も果たしておられます。

以上のように、梅川氏は、人格高潔で地域の信頼も厚く、教育文化に高い識見と経験を有される方であり、本市の保護者の中から選任する教育委員として適任であると存じますので、その任命につきまして議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第70号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第70号「西予市教育委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時41分)

○議長

再開いたします。(再開 午後2時45分)

お諮りいたします。

お手元に配信いたしました追加議事日程のとおり、議会運営委員会における閉会中の継続審査についてを本日の日程に追加し議題にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長

追加日程第1、議会運営委員会における閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第110条の規定により審査終了まで閉会中も委員会の所管する事務全般について継続審査としたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査の申し出を承認することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて閉会いたします。

閉会 午後2時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会臨時議長

西予市議会議長

同 議員

同 議員

付 録

令和2年第1回西予市議会臨時会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
選挙第 1号	議長の選挙	02. 5. 20	投票
選挙第 2号	副議長の選挙	02. 5. 20	投票
選挙第 3号	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員の選挙	02. 5. 20	指名推選
選挙第 4号	南予水道企業団議会議員の選挙	02. 5. 20	指名推選
選挙第 5号	愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	02. 5. 20	指名推選
選挙第 6号	西予市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	02. 5. 20	指名推選
選任第 1号	常任委員会委員の選任について	02. 5. 20	議長指名
選任第 2号	議会運営委員会委員の選任について	02. 5. 20	議長指名
承認第 2号	専決処分第1号の承認を求めることについて	02. 5. 20	原案承認
承認第 3号	専決処分第2号の承認を求めることについて	02. 5. 20	原案承認
承認第 4号	専決処分第3号の承認を求めることについて	02. 5. 20	原案承認
承認第 5号	専決処分第4号の承認を求めることについて	02. 5. 20	原案承認
承認第 6号	専決処分第5号の承認を求めることについて	02. 5. 20	原案承認
承認第 7号	専決処分第6号の承認を求めることについて	02. 5. 20	原案承認
承認第 8号	専決処分第7号の承認を求めることについて	02. 5. 20	原案承認
承認第 9号	専決処分第8号の承認を求めることについて	02. 5. 20	原案承認
議案第 66号	西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	02. 5. 20	原案可決
議案第 67号	西予市公平委員会委員の選任について	02. 5. 20	原案同意
議案第 68号	西予市監査委員の選任について	02. 5. 20	原案同意
議案第 69号	西予市監査委員の選任について	02. 5. 20	原案同意
議案第 70号	西予市教育委員会委員の任命について	02. 5. 20	原案同意
	議会運営委員会における閉会中の継続審査について	02. 5. 20	承認
【西予市議会議長】 中村 一雅			
【西予市議会副議長】 山本 英明			
【常任委員会】 ◎委員長 ○副委員長			
《総務常任委員会》			
◎兵頭 学 ○小玉 忠重 加藤 美香 中村 一雅			
河野 清一 源 正樹			
《厚生常任委員会》			
◎二宮 一朗 ○和気 数男 佐藤 恒夫 山本 英明			
中村 敬治 酒井宇之吉			
《産業建設常任委員会》			
◎井関 陽一 ○信宮 徹也 宇都宮久見子 宇都宮俊文			
竹崎 幸仁 森川 一義			
【西予市議会運営委員会】			

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
◎酒井宇之吉	○河野 清一 信宮 徹也 佐藤 恒夫		
井関 陽一	二宮 一郎 兵頭 学		
【八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員】	兵頭 学		
【南予水道企業団議会議員】	中村 一雅		
【愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員】	管家 一夫		
【西予市監査委員】	酒井宇之吉		